

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、会員の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学及び診療放射線技術の向上発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって県民保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への医療放射線についての知識の啓発普及に関する事業
- (2) 会員の職業倫理高揚のための教育訓練に関する事業
- (3) 放射線技術の向上発展と放射線機器の管理に関する事業
- (4) 地域医療に関する事業
- (5) 医療施設等の放射線の安全管理に関する事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員

勤務地もしくは居住地を千葉県内に有する診療放射線技師または診療エックス線技師であって、この法人の目的に賛同し入会した者、もしくは理事会にて認めた者

(2) 名誉会員

正会員の中で、この法人に顕著な功績のあった者で理事会の選考を経た上、社員総会の承認を得た者

(3) 賛助会員

正会員の資格を有しない者で理事会の承認を得た団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人に入会しようとする者は、この法人所定の入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定めた退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 本会を退会しようとする者は、退会届用紙に所定の事項を記入し、本会に提出するものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。
この場合、その会員に対し社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、前各号に準じる非行のあるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは資格を喪失する。

- (1) 第7条の経費の負担を2年以上履行しなかったとき
- (2) 死亡、又は失踪宣言を受けたとき
- (3) 総社員が同意したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員として権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 入会の基準及び会費並びに入会金の金額

- (3) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選定又は解職
- (4) 役員報酬等の金額、又はその規程
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部又は一部の廃止
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他、社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

2 社員総会においては、第15条第2項の開催通知に記載した目的である事項以外の事項については、決議することができない。

（開催）

第14条 社員総会は、定期社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要があると認められた場合に臨時社員総会として開催する。

2 前項の定期社員総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電子媒体をもって開催日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（定足数）

第18条 社員総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部又は一部の廃止
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理・書面決議)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員は、社員総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、正会員は議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的たる事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、理事のうち会長・副会長を除き10名以内を常務理事として選定することができる。
- 4 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。

- 2 会務に要した費用については、別に定める基準により支給される。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務と権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 事業計画及び予算案の承認
- (3) 規則の制定並びに変更又は廃止
- (4) この法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長・副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

2 会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長及び常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款、会員名簿、役員の報酬等の支給の基準を記載した書類を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(余剰金の処分制限)

第41条 この法人は、余剰金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会等)

第43条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会及び必要な地に支部を設置することができる。

- 2 委員は理事会の決議を経て会長が選任する。
- 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。
- 4 委員会等は、法令及びこの定款により、社員総会並びに理事会に付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

第10章 事務局等

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は理事会の承認を得て会長がこれを行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第45条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿及び書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画書、予算書
- (5) 事業報告書、決算報告書
- (6) 監査報告書
- (7) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要な物を記載した書類
- (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 定款に定める機関のうち、理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (10) その他、法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

第11章 公告の方法

(公 告)

第46条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補 足

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行についての必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は小原修とする。また最初の業務執行理事は、清美喜夫及び千葉政昭とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行の際、現に存在する会員、支部、委員会等、及び各種規則は、それぞれこの定款により入会、選任、設置されたものとする。

平成24年4月1日 施行

平成24年5月27日改定 同日施行

2022年6月18日改定 同日施行